

## 第4回宮城地方最低賃金審議会 議事録

日時：令和3年3月25日（木）午前10時00分

場所：仙台第4合同庁舎 2階共用会議室

補佐 ただいまから、令和2年度第4回宮城地方最低賃金審議会を開催いたします。本日の審議会は公開となっております。

初めに、委員の方々の出席状況を報告させていただきます。

公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、以上12名出席されておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、会議が成立していることを報告いたします。

なお、公益代表委員の北川委員、使用者代表委員の大内委員は、事前に本日欠席である旨ご連絡をいただいておりますので、ご承知おきます。公益の鈴木委員は少し遅れて出席予定です。

それでは、議事の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会長 本日は年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

最初に、議事録の署名委員を指名させていただきます。

労働者側は佐野研委員に、使用者側は佐藤万里子委員にお願いいたします。

それでは、

議題（1）「特定最低賃金の審議状況について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 賃金室長の早坂でございます。

それでは、資料1、2及び3を用いて御説明させていただきます。

はじめに、資料1「令和2年度最低賃金審議状況一覧表」でございますが、地域最賃の審議経過についてはご承知のこととしますので、特定最低賃金の審議経過についてご説明申し上げます。

「1最低賃金審議会 本審」の第2回、2年7月29日（公開）のところを御覧ください。

第2回の本審議会、以下「本審」と言ふこととします。第2回の⑤にありますように宮城県特定最低賃金改正の必要性の有無について、局長より諮問させていただきました。

続いて、8月20日開催の第3回本審におきまして、③の宮城県特定最低賃金改正決定の必要性に係る答申」をいただき、すぐに④の「宮城県特定最低賃金改正決定に係る諮問」をさせていただきました。

具体的な金額審議は、3つの特定最低賃金ごとの専門部会で審議をしていただくことになりましたので、事務局は専門部会委員の推薦公示を行い、9月10日付けで専門部会委員を任命し、審議を開始していただきました。

次に、「3の特定最低賃金専門部会」のところを御覧ください。

「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」及び「自動車小売業」の特定最低賃金について審議を行っていただきました。「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」は、この場では「電子部品等製造業」と呼ばせていただきます。

専門部会では、10月1日の自動車小売業を皮切りに、10月23日までの間で審議が行われました。本審委員の皆様の中には、専門部会の委員になられた方もいらっしゃいますが、大変お忙しい中、専門部会で御審議いただきまして、御礼を申し上げます。

特定最賃の審議は、「鉄鋼業」は3回、「電子部品等製造業」「自動車小売業」は4回の専門部会を開いていただき、すべて「全会一致」とする専門部会報告をいただきました。審議会令第6条第5項では、

「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の議決とすることができる」と規定されており、この点については8月20日の第3回本審にて、公労使の全会一致で決議された場合には、この規定を適用するというのを御承認いただいておりますので、本審を開催せず「答申」の手続きとなりました。

引上げ額は、表の左端に記されていますとおり「鉄鋼業」は2円、「電子部品等製造業」は2円、「自動車小売業」は1円、となっています。

答申を受けまして「異議申出についての公示」を行いました。異議の申出はなく、労働局長は答申結果を尊重して改正額を決定し、官報公示を行いました。

答申は、「鉄鋼業」が10月9日、「電子部品等製造業」が10月22日、「自動車小売業」が10月23日となりました。当初12月15日の3業種統一発効を目指しておりましたが、「電子部品等製造業」

と「自動車小売業」の審議日程がずれ込んだため、今年度は統一発効とならず、「鉄鋼業」が12月15日、「電子部品等製造業」が12月20日、「自動車小売業」が12月24日にそれぞれ発効となりました。

次に、資料2「宮城県の最低賃金の推移一覧表」を御覧ください。

平成21年から令和2年までの12年分の地域最低賃金と特定最賃の推移を取りまとめました。

平成23年は東日本大震災が発生し、大きな被害を受けた影響か、引上げ額はすべて「1円」となりました。その後、平成26年以降は特定最賃の引き上げ額はすべて2けた台の引き上げ額となっておりますが、令和2年は新型コロナウイルス感染症による経済・雇用情勢への影響から1円から2年の引上げ額となりました。

最後に、資料3「宮城県の最低賃金に係る影響率、未満率の推移」を御覧ください。

「未満率」とは、表の下の欄外に書いていますが、最低賃金を下回っている労働者の割合をいい、5月から7月にかけて実施した最低賃金の実態調査結果をもとに算出しております。例えば、表の一番下の「自動車小売業」を例にしますと、令和2年度のところでは、未満率が2.60となっておりますが、これは調査をした時期の自動車小売業の特定最賃額である890円を下回る労働者の割合が、2.60パーセント程存在した、ということを表しています。

また「影響率」とは、最低賃金を上げた場合にどれだけの労働者の方に影響が出るか、という割合になります。「自動車小売業」を例にしますと、令和2年度は12月24日から「自動車小売業」の最低賃金の時間給は891円に改正されましたが、5月から7月にかけて実施した実態調査の時点で、891円を下回る賃金となる労働者が3.18%いた、という割合を表しています。

一覧表をご覧になっていただきますと、未満率と影響率は、鉄鋼業と自動車小売業で小さい数値ですが、電子部品等製造業では大きくなっており、これは電子部品等製造業が最賃額改定の影響を受けやすい、最賃額の影響が大きい業種であるということになります。

以上で、特定最低賃金の審議状況についての説明を、終わらせていただきます。

会 長 　ただ今、事務局から、今年度における特定最低賃金の審議状況について説明がありましたが、何か御質問、御意見はありますか。

委員 (意見、質問なし)

会長 それでは次に、  
議題(2)「令和2年度最低賃金の周知に係る取組状況について」  
事務局から説明をお願いします。

室長 はじめに、資料4「令和2年度最低賃金の周知に係る取組状況」  
を御覧ください。

これは、労働局長から最低賃金改正決定の諮問があった令和2年  
7月3日から今までの広報活動を挙げております。

具体的な周知資料は参考資料に添付していますので、後でご説明  
いたします。

最初に項目1のプレスリリースです。(1)は7月3日の令和元  
年度、令和2年1月から3月までの期間に実施した監督指導の結果  
の公表ですが、これは最賃が守られているかどうかを主眼とした監  
督を毎年実施しており、その結果を公表したものです。

(2)は地域別、県最低賃金について、労働局長からの審議会長  
への諮問の日、会長から局長に答申した時にそれぞれ記者発表した  
他、発効日の10月1日の労働局長の定例記者会見において、周知活  
動について発表しているものです。

なお、昨年度より8月下旬に行う審議会を公開としており、今年  
度も8月20日に第3回として開催した審議会を公開しました。

(3)は、特定最低賃金3業種すべての専門部会が結審し、審議会  
長から局長への答申後、最初に発効することになった鉄鋼業最低賃  
金の発効日12月15日に先立って、12月14日に公表したものです。

項目2は、各自治体の広報誌掲載依頼を行ったことです。各自治体  
の10月号に県最賃改定のお知らせを掲載していただこうと、8月31  
日の官報公示の翌日9月1日にメールで広報依頼を行いました。県も  
含めて36の自治体に依頼をして、特定最賃の改定時期には改めて依  
頼いたしました。結果としては、3月までの間に、36自治体のうち  
残念ながら2自治体のご協力が得られませんでした。当該2自治体に  
つきましては、昨年まで掲載をいただいておりますが、今年は新型  
コロナウイルス感染症に関連した記事を優先しているため、掲載する  
紙面の余裕がないということで掲載をいただけませんでした。来年度  
は必ず掲載していただくよう依頼をしております。

なお、昨年掲載をいただけなかった1自治体について、今年は掲載  
いただけたことを報告いたします。

項目3は、県内の各商工会議所、商工会にメールで情報提供するとともに、周知用チラシ送付時に機関紙への掲載など周知広報の要請を行ないました。

項目4については、周知用のポスター、リーフレットを自治体などの機関に対して発送し、周知の依頼をした内容です。地域別最低賃金については、977団体に送付しました。

その中には、括弧書きにした部分ですが、身体障害や知的な障害を持っている方を採用して、その方々について最低賃金の減額特例許可を受けている事業場134件にも送付し、改定後の額に基づいて賃金の支払いを行うよう通知しました。また、過去に各監督署が最低賃金違反で指導した事業場147件にも最賃額改定について資料を通知しました。

特定最低賃金については、適用を受ける産業に関わっていると考えられる822の団体や事業場に送付しました。今年は、電子部品等製造業の事業場や自動車部品販売を含む自動車小売業の事業場を抽出して、リーフレット等を個別に送付しております。

なお、特定最賃入りの周知用リーフレットのデザインですが、宮城県の使用承諾を得て、昨年と同様にキャラクター「むすび丸」を使わせていただきました。

項目5は、ローカルFM放送に対して広報依頼を行ったことです。

10月上旬、ローカルFM放送10社に依頼し、そのうち8社の御協力を得て、最低賃金お知らせを放送していただきました。

項目6は、その他の取組みで、前年に引き続いて実施したものです。

こちらは、参考資料もご覧になっていただきたいと思います。

参考資料の6と7を御覧ください。

写真を掲載していますので一緒に御覧ください。

(1) 今年も、宮城労働局及び各労働基準監督署、ハローワークで使用する最低賃金額を表示した封筒用「最低賃金シール」を作成して、幅広く最低賃金額の周知徹底を図るための策としました。

また、昨年に引き続き今年も、最低賃金周知用リーフレットに起用された俳優ののんさんの画像をプリントした最低賃金周知用のぼり旗を作成し、労働局、各労働基準監督とハローワークの玄関等に設置いたしました。

(2) 他の取組みとしては、当局HP（ホームページ）のトップ画面に最低賃金額を表示したバナーを設け、最低賃金に関する資料や情報、賃金引上げのための助成金等の各種支援策を情報提供しており、当局のメールマガジンを使った最低賃金改正広報についても昨

年までと同様に行っています。

(3) また、特定最低賃金が適用になる業種がわかりにくいと思われたため、今年度より、あらたに、リーフレットの裏面に適用される業種ごとに産業分類番号を掲載しました。あわせて当局ホームページに特定最低賃金に関するページを新設し、特定最低賃金適用業種の産業分類の名称、番号ごとの適用の有無を表に一覧化して掲載をしました。

(4) さらに、キャリア支援センター等で SNS により学生に対し情報発信をしている県内の大学に対し、SNS を使用した最低賃金改正の周知を昨年に引き続き今年も依頼しました。依頼数は昨年の 4 大学から今年は 9 大学に増やしました。

(5) なお、昨年度実施した Jリーグの試合での LED サイン広告、及び、仙台市地下鉄南北線・東西線の車両に周知ステッカーを貼る取り組みは、今年は予算の都合上見合わせましたが、次年度は他のより効果的な手法も検討しながら、再開させたいと考えております。

次に、資料番号 5「最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移」を御覧ください。

最低賃金の履行確保監督は、例年、第 4 四半期に各監督署で実施しています。例年 10 月に最低賃金が改正されますので、それが確実に守られているかどうかを、例年、年明けに監督指導しています。

実施に当たり、今年度は、

- ① 目標件数を 240 件として取組み中です。
- ② 監督指導の対象事業場選定では、例えば求人ポスターが最賃を下回る額を掲載しているなどという情報があった事業場や、最低賃金実態調査結果を基にした地域、業種、規模等を考慮して選定するよう、各監督署に対して事前に指示しております。
- ③ 併せて、指導の会場に働き方改革推進支援センターのリーフレット、業務改善助成金のリーフレットを配置し、事業主に情報提供と利用の勧奨を行っています。

この監督指導に関する平成 19 年から令和 3 年までの 15 年間について、監督結果の取りまとめでございます。

左側の欄の法違反の状況のうち、違反率を見ていただきますと、昨年まで最低賃金の引き上げ額が大きかったためか、平成 27 年から令和 2 年までの違反率は 12%以上となっていました。宮城県の最低賃金の引上げ額は、資料 2「宮城県の最低賃金の推移一覧表」がございましたので、参考にしていただければと思います。

表の一番下の令和 3 年のところをご覧ください。今年の監督指導

は現在も継続中ですが、2月末現在、監督目標 240 件のところ 231 件の監督が終了しており、その中での違反は 15 事業場、違反率は 6.5%となっております。分析は今からとなりますが、真ん中の「法違反の認識状況」を見ますと、「適用される最賃額を知っている」が昨年度よりも 3.9%ほど減少しており、金額は知らないが最賃が適用されることは知っていたが昨年度より 3.9%増加しています。また、昨年が続いて「最賃が適用されることを知らなかった」が今年も 0%となっております。最低賃金制度については浸透している状況ですが、金額の周知につきましては、より一層丁寧に行って参りたいと思います。さらに、一番右の欄の最低賃金額未満の労働者の状況ですが、未満労働者数の比率が 1.5%と昨年度と比べて 1.9%減少しております。

3月までの結果に関しては、とりまとめのうえ、記者発表する予定となっておりますので、次回の審議会の中でも改めて報告する予定としております。

以上で、最低賃金の周知に係る取組状況についての説明を、終わらせていただきます。

会 長  ただ今、事務局から、「令和2年度最低賃金の周知に係る取組状況」等について説明がありました。何か御質問、御意見はありますか。

委 員  (意見、質問なし)

会 長  それでは次に  
議題(3)の「令和3年度宮城県特定最低賃金の改正等に係る意向表明状況について」、事務局から説明をお願いします。

室 長  次の、令和3年度の特定期間最低賃金改正申出に係る意向表明状況につきましても、資料6を飛ばしまして、

資料番号7 「令和3年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申し出の意向表明状況」をご覧ください。

さる3月9日、3つの産業における労働組合から、「令和3年度も特定最低賃金の改正を申し出する」旨の意向が表明されています。

宮城県鉄鋼業最低賃金については、基幹労連宮城県本部委員長「青田浩一」様から、

宮城県電子部品等製造業最低賃金については、電機連合 宮城地方協議会 議長「佐藤斉」様と JAM南東北宮城県連絡会 会長

「佐藤俊晴」様との連名で、  
宮城県自動車小売業最低賃金については、自動車総連 宮城地方  
協議会議長「伊藤貢」様から  
からの意向表明であり、御確認ください。

今後、例年の流れによると、7月中旬までにそれぞれの適用労働者  
の3分の1を超える労働者の合意があることの、特定最低賃金改正の  
申出書が提出され、その後、改正の必要性について本審で御審議いた  
だくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

事務局では、その申し出を受け、当該産業に係る「最低賃金に関  
する実態調査」結果の資料を準備いたします。

なお、令和2年度の宮城県特定最低賃金の適用事業場数及び適用  
労働者数は、資料番号が前後しますが、資料6にございますので、

資料番号6「令和2年度 宮城県特定最低賃金適用事業場数及び  
適用労働者数」を御覧ください。

この数字は、平成28年経済センサスの活動調査の集計結果を基に  
して、県内の特定最低賃金の対象業種に該当する産業分類の事  
業場を抽出し、その後、平成30年、令和元年、令和2年の最低賃金  
実態調査などで把握した廃止事業場の数を差引くなどしています。  
また、直接電話で補足調査をするなどして、事業場数や労働者数を  
把握しているものです。

なお、特定最低賃金には適用除外労働者がありますが、その数は、  
実態調査で把握した適用除外労働者の比率を、全体労働者数に乗じ  
て割出しております。表の中の適用労働者数とは、そのように算出  
した適用除外労働者を差引いた数となっております。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器  
具製造業の適用事業場数の減少の理由ですが、平成28年経済センサ  
スをもとに作成した事業場リストから宮城局独自で把握した廃止事  
業所を減じた結果をこれまで提示しておりましたが、今回、総務省  
から入手した最新のリストから廃止事業所を精査したところ、宮城  
局で把握していたよりも実際には廃止事業所が多く、前年に比して  
適用使用者数が約90社減少しました。

当該業種の適用労働者数の増加については、令和2年の最低賃金  
実態調査において、前年よりも適用除外労働者数が少なかったため、  
計算上、結果として適用労働者数が約900人増加しました。

自動車小売業の適用事業場数と適用労働者数の減少の理由として  
は、これまで把握の基礎資料としてきた平成28年経済センサスでは、  
小分類である自動車小売業までしか把握できなかったため、本来宮

域で設定している自動車小売業の最低賃金が適用にならない二輪自動車小売業の数も含んだ数字となっていました。今般、この二輪自動車小売業の数字まで把握できる平成28年経済センサスの資料を入手できたため、それを除いた適用使用者数と適用労働者数を把握した結果、適用事業場数は約680社、適用労働者数は約3700人減少したものです。

会 長 ありがとうございます。本日の段階では、特定最低賃金の改正の申出に係る意向表明がなされたとの報告です。意向表明の背景とか趣旨等、労働者側から何か補足等はございますか。

委 員 (補足説明等なし)

会 長 ありがとうございます。使用者側から何かございますか。

委 員 (意見等なし)

会 長 それでは、令和3年度の特定最低賃金改正の申出に係る意向表明があったことを、ここで確認します。

事務局においては、改正申出に係る必要性審議のための準備を進めてください。

次に、議題(4)の「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について」、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 それでは、説明させていただきます。

資料番号8の説明となります。

資料番号8「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況」を御覧ください。

初めに、「1 専門家派遣・相談等支援事業について」です。

平成30年度から、各監督署内には「相談・支援班」を設けて、集団または個別に支援制度の周知をしておりますが、この資料にございますのは、外部委託で設置しました「働き方改革推進支援センター」の活動状況でございます。以前には「最低賃金総合相談支援センター」という組織がありましたが、それを引継いだ形で、中小企業・小規模事業所からの色々な相談等に対応しているところです。

活動状況は資料のとおりとなっております。

次に、「2 助成金について」です。

資料8の後ろの方に、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、人材確保等支援助成金の資料を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

最低賃金と関係の深い「業務改善助成金」は、今年1月に成立しました補正予算で、より利用しやすいよう賃金引き上げ額が20円と30円の低額コースを設定して拡大されました。こちらの助成金については、速やかに周知する必要があると考え、労働局では最賃引上げによる影響が高いと思われる業種の団体などを中心に、年明けに郵送により周知をしたところです。

労使の各団体様には、これら支援策の周知の他、最賃改定に関する広報依頼など、何度もお願いをさせていただき、ご協力をいただいていることに感謝申し上げます。

また、資料8の次に別紙として「賃金引上げに関する各種助成金の申請、決定状況」というタイトルの資料を添付しています。これは、賃金引上げを要件とする助成金の申請と交付決定・認定件数ですが、数字的には芳しいものではございません。各種セミナーや事業所訪問時にリーフレットを配布する等により周知を継続して行っており、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

来年度も中小企業・小規模事業者への支援は重要な施策でありますので、手法を工夫して、できるだけ簡潔にわかりやすい説明の下に周知していきたいと考えています。

以上で、最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況について】の説明を、終わらせていただきます。

以上でございます。

会 長   ありがとうございました。何か御質問等がございますか。

委 員   （意見、質問なし）

会 長   最後に、議題（5）「その他」について、事務局から何かありますか。

室 長   特にございません。  
事務局からは以上でございます。

会 長   その他、委員の皆様方から何かありますか。

委員 (意見、質問なし)

会長 特になければ、本日は今年度最後の審議会であり、労働局長からご挨拶をいただきたいと思います。

局長 ご審議ありがとうございました。今年度、最後の最低賃金審議会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、最低賃金審議会での審議へのご出席、並びに賃金行政に対して格別の御理解と御協力を賜り御礼を申し上げます。

今年度の宮城県最低賃金審議会の運営におかれましても、中央最低賃金審議会から目安が示されないという特殊な状況の中、慎重な御審議を円滑に進めていただきました結果、1時間当たり1円を引上げて825円とする答申をいただきました。改めて感謝申し上げます。

政府は、昨年7月の「経済財政運営と改革の基本方針(いわゆる骨太の方針)」において、最低賃金についてはより早期に全国加重平均1000円になることを目指すとの方針を堅持するとし、令和2年度については新型コロナウイルス感染症による中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい状況を考慮し検討を進めるとしていました。

来年度におきましても、新型コロナウイルス感染症が収束したとは言えない中、この方針の下で、目安答申額が示されない可能性もあると考えられますが、委員の皆様にご協力を賜りながら、宮城地方最低賃金審議会での意見交換が十分に行え、円滑な審議会運営となるよう環境を整えてまいります。

また、働き方改革実行計画では、最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上のための支援や取引条件の改善を図る、としていますので、引き続き助成金等の支援策の活用を奨励しながら、厚生労働省のみならず他の省庁や県、その他関係団体との連携を行って、生産性向上につながる情報を提供してまいります。

今年度、お忙しい中ご審議をいただきまして誠にありがとうございました。

会長 ありがとうございました。

それでは、私からもご挨拶をさせていただきます。

この1年間の審議運営に対し、労使各委員の皆様のご協力に厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

昨年度の宮城県最低賃金の発効は、4年連続で10月1日となり、

今年度もそれを継続することができました。ひとえに委員の皆様の審議へのご協力の賜物と思っております。

今年度は、中央最低賃金審議会の答申で目安額が示されない中、地方での審議が注目を集めました。

そういう情勢の中、それぞれ各委員の立場でのご主張を述べていただきながら審議を進め、歩み寄りいただいた結果、5年ぶりに全会一致で答申することができましたことに感謝申し上げます。

先ほど資料5の中で、最低賃金履行確保に係る監督実施結果の推移では、最低賃金を知らなかったというのが0で未満率は1%台と、事務局の方の周知の努力が反映されております。周知されなければ最低賃金は絵に描いた餅になってしまうので、事務局のご努力に感謝申し上げます。

今後とも皆様には、審議会の運営にご協力を賜りますようお願いするとともに、併せて最低賃金制度の周知の面でもご協力をいただきますようお願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。

補佐 赤石会長、ありがとうございました。これをもちまして、本日の審議会は終了しましたので、傍聴の皆様には、会場からの退出をお願いいたします。

(閉会)

以上、この議事録が正確であることを証します。

会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_